

自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

銀行法施行規則(1982年大蔵省令第10号。以下「規則」という。)第19条の2第1項第5号ニに規定する自己資本の充実の状況について、金融庁長官が別に定める事項(2014年2月18日 金融庁告示第7号)として、事業年度に係る説明資料に記載すべき事項を当該告示に則り開示しております。

なお、本開示における「自己資本比率告示」及び「告示」は、2006年3月27日 金融庁告示第19号を指しております。

I 自己資本の構成に関する開示事項

1. 自己資本の構成及び自己資本比率

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しており、また、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては基礎的手法を採用しております。

●単体自己資本比率(国内基準)

(単位:百万円、%)

項 目	2020年度	2021年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	167,510	175,181
うち、資本金及び資本剰余金の額	31,834	31,834
うち、利益剰余金の額	137,484	146,695
うち、自己株式の額(△)	1,055	979
うち、社外流出予定額(△)	752	2,368
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	302	259
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	6,304	6,627
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	6,304	6,627
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,765	1,158
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	175,883	183,225
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	936	719
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	936	719
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	5,349	5,585
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	6,286	6,304
自己資本		
自己資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	169,597	176,921
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,665,329	1,743,271
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	2,417	1,616
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	2,417	1,616
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	63,039	66,884
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,728,369	1,810,156
自己資本比率		
自己資本比率((ハ) / (ニ))	9.81	9.77

自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

●連結自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円、％）

項 目	2020年度	2021年度
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	172,145	179,922
うち、資本金及び資本剰余金の額	31,883	31,883
うち、利益剰余金の額	142,074	151,391
うち、自己株式の額（△）	1,055	979
うち、社外流出予定額（△）	757	2,373
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	991	925
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	991	925
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	302	259
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	6,471	6,815
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	6,471	6,815
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,765	1,158
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,285	869
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 182,961	189,949
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	1,002	760
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,002	760
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	1
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	7,461	7,453
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額	(ロ) 8,463	8,215
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ))	(ハ) 174,497	181,733
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,679,488	1,755,790
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	13,081	2,075
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	13,081	2,075
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	65,650	69,382
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ) 1,745,139	1,825,172
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	9.99	9.95

自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

II 定性的開示事項

1. 連結の範囲に関する事項

イ 自己資本比率告示第3条又は第26条に規定する自己資本比率を算出する対象となる会社の範囲(以下「連結グループ」)に属する会社と連結財務諸表規則の用語、様式及び作成方法に関する規則(1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点はありません。

ロ 連結グループに属する連結子会社の数、名称及び主要な業務の内容は以下のとおりです。

	2020年度	2021年度
連結子会社数	4社	5社

名称	主な業務の内容
愛銀ビジネスサービス株式会社	銀行業務サービス業務
株式会社愛銀ディーシーカード	クレジットカード業務
愛銀リース株式会社	リース業務
愛銀コンピュータサービス株式会社	電算機による業務処理業務
愛知キャピタル株式会社	投資事業有限責任組合の組成運営業務

ハ 自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等はありません。

ニ 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものはありません。

ホ 連結子会社5社全てにおいて債務超過会社はなく、自己資本は充実していると認識しています。また、連結グループ内において自己資本にかかる支援は行っていません。

2. 自己資本調達手段(その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第25条又は第37条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。)の概要

2021年3月末の当行及び当行グループの自己資本調達手段の概要は、以下の通りです。

自己資本調達手段	概 要
普通株式	10,943千株 発行済株式総数
(内訳)	189千株 完全議決権株式(自己株式等)
	10,669千株 完全議決権株式(その他)
	84千株 単元未満株式

2022年3月末の当行及び当行グループの自己資本調達手段の概要は、以下の通りです。

自己資本調達手段	概 要
普通株式	10,943千株 発行済株式総数
(内訳)	176千株 完全議決権株式(自己株式等)
	10,725千株 完全議決権株式(その他)
	42千株 単元未満株式

3. 銀行及び連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当行では、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等の各種リスクについて、それぞれのリスクに適したリスク管理を行うとともに、各種リスクを横断的に把握・評価し、それらのリスクが配賦されたリスク資本を超えないようにモニタリングすることで、自己資本の充実度を確認しております。

また、連結グループでは、自己資本比率等を指標とし、十分な自己資本を確保するよう努めております。

4. 信用リスクに関する事項

(1) 信用リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフバランス資産を含む)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当行では、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理を行うことで個別債務者の信用リスクを管理するとともに、格付別・業種別等の信用リスクを時系列で分析し、銀行全体のポートフォリオの信用リスクの分散を図っています。

当行グループは、個別債務者の信用リスク管理について、審査部門が個別債務者毎に財務分析、業界動向、資金使途、返済計画等を検証して評価を行っています。評価は、新規案件審査時及び実行後の途上与信管理や自己査定において定期的あるいは事象発生等により随時に行い、常に個別債務者の信用状況を把握するよう努めています。自己査定とは、債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに、債権の危険性の度合いに応じて資産の分類を行うものです。自己査定の集計結果等は自己査定検証部門が検証し、経営陣に報告しています。

銀行全体の与信ポートフォリオについては、与信管理部門が、業種集中度合や大口集中度合等のモニタリングを定期的に行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築を図っています。リスク管理部門は、モニタリング結果を定期的に経営陣に報告しています。

当行では、行内格付制度を導入しています。行内格付制度は、個別債務者に信用度に応じた信用格付を付与して分類するもので、当行では、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリングを行う上で、行内格付を利用しています。

また、当行では信用リスクを計量し、信用リスク管理に活用しています。

(2) 自己査定と償却・引当

当行では、あらかじめ定めた「自己査定規定」及び「償却・引当規定」に基づき、自己査定を定期的に行い、適切な償却・引当を行っています。

貸倒引当金は、「償却・引当規定」に基づいて計上しており、債務者区分が「正常先」「要注意先」に該当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の貸倒実績から計算した将来の予想損失額を一般貸倒引当金に計上しています。「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」に該当する債権については、担保・保証等により回収が見込まれる部分以外の額について、直接償却または個別貸倒引当金の計上を行っています。

また、連結子会社においても「自己査定規定」及び「償却・引当規定」を独自に定めて自己査定を定期的に行い、適切な償却・引当を行っています。

(3) 標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

当行では、保有資産のリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付は、株式会社格付投資情報センター(R&I)、株式会社日本格付研究所(JCR)の格付を使用しています。なお、証券化エクスポージャーについてのみ、株式会社格付投資情報センター(R&I)、株式会社日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)の格付を使用しています。

但し、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー(ファンド)については、そのリスク・ウェイトを算出するにあたり当該運用委託会社が作成する資産構成内訳等に関する報告書で使用されている適格格付機関を使用しています。

なお、経済協力開発機構及び輸出信用機関のントリー・リスク・スコアは使用していません。

5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、担保、保証、貸出金と預金の相殺、クレジット・デリバティブ等により、保有債権

自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

のリスクを削減する手法をいいます。

当行グループでは、貸出等の与信行為を行うにあたり、返済可能性に関する十分な検証を行っています。その上で、信用リスクを軽減するために、担保や保証等をいただくことがあります。当行グループが適用している担保や保証の種類としては、担保では預金、有価証券、不動産等があり、不動産担保が大半を占めています。保証では、信用保証協会、政府関係機関、地方公共団体及び、債務者の親会社による保証が主となっています。担保・保証の評価や管理等の手続については、当行が定める「貸出規定」「管理債権規定」等の行内規定等に基づいて、適切な取扱いを行っております。特に不動産担保については、厳正な担保評価を行うべく、詳細な規定を定めています。

また、貸出金と預金の相殺を行う取引としては、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越を対象としており、「貸出及び管理債権に関する専決権限規定」等の行内規定に基づいて、手続を行います。

なお、単体自己資本比率算出にあたっては、金融庁告示の要件を満たす適格担保及び適格保証、及び、貸出金と自行預金の相殺を、信用リスク削減手法として適用し、リスク・アセットを削減しています。適格担保の内容としては自行預金、国債、上場株式等、適格保証の内容としては政府関係機関、地方公共団体の保証などが主なものです。

6. 派生商品取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行における派生商品取引としては、スワップ関連取引、外国為替先物予約取引、通貨オプション取引、債券先物取引等があります。派生商品取引における取引相手の信用リスクについては、取引相手毎に信用状況に見合った信用リスク限度枠を設定し、契約額等が限度枠を超過しないように管理しています。また、当行では、派生商品取引等のオフバランス取引の信用リスク限度枠は、貸出等のオンバランス取引の与信額を勘案して総合的に管理を行っています。

また、派生商品取引では、当行の信用力が低下した場合に、追加的な担保提供が必要となることがありますが、当行は担保として提供可能な資産を充分保有しております。

7. 長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行では長期決済期間取引を取り組んでおりません。

8. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及びリスク特性の概要

当行グループが保有する証券化商品の主なリスクは、金利リスク、信用リスク、流動性リスクです。証券化商品を取り組む際には、各種リスク、最大損失額やモニタリング方法を確認、協議し、取組限度額の枠内で投資を行っております。取組後には、定期的に外部格付、裏付資産の状況のモニタリングを行い、リスク特性に係る情報を確認しております。

なお、当行グループは証券化取引へのオリジネーターやサービサー等としての関与はありません。また、再証券化商品は保有しておりません。

(2) 自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

当行グループでは、証券化商品の投資にあたり、市場環境、当該商品およびその裏付資産に係る市場の状況、当該商品に関するモニタリングに必要な情報が保有期間を通じて継続的または適時に入手可能であることを確認しております。また新たな仕組みやリスクを内包した商品を検討する場合は、新規商品に内在する各種リスクに関

して各種リスク所管部署によるリスクの特定、評価を踏まえ投資方針を決定しております。

案件取組後においては、定期的または適時に当該商品およびその裏付資産に係る情報を収集し、外部格付の変更の有無やリスク特性に係る情報を確認しております。

(3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当行グループでは、信用リスク削減手法として証券化取引を取り組んでおりません。

(4) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式

当行グループでは、証券化商品の信用リスク・アセットの額の算出にあたり、当該証券化商品に外部格付が付与されている場合は「外部格付準拠方式」を用いて算出し、外部格付が付与されていない場合は「標準的手法準拠方式」を用いて算出しております。

(5) 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式

当行グループでは、マーケット・リスクに係る額は算入しておりません。

(6) 銀行が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該銀行が当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別該当ありません。

(7) 銀行の子法人等(連結子法人等を除く。)及び関連法人等のうち、当該銀行が行った証券化取引(銀行が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。)に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称該当ありません。

(8) 証券化取引に関する会計方針

当行グループは証券化取引へのオリジネーターやサービサー等としての関与はなく、証券化商品を購入した場合には、「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に則って、適正な処理を行っております。

(9) 証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定には、適格格付機関である株式会社格付投資情報センター(R&I)、株式会社日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)の格付を使用しております。なお、証券化エクスポージャーの種類に応じた適格格付機関の使い分けは行っておりません。

9. マーケット・リスクに関する事項

当行グループは自己資本比率告示に基づき、マーケット・リスク不算入の特例を適用しています。

10. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) オペレーショナル・リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクとは、業務を遂行するにあたって不適切な業務プロセス、役職員等による不正・ミス及び災害等の外部要因により損失を被るリスクをいいます。

当行では、オペレーショナル・リスクに関する包括的な行内規定である「オペレーショナルリスク管理規定」を制定し、オペレーショナル・リスクを事務リスク、システム・リスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの6つに分けて管理しています。

また、個別規定として、「事務リスク管理規定」、「システムリスク管理規定」等の行内規定を定め、各リスクについては、それぞれ事務統括部、コンプライアンス・リスク統括部、人事部、総務部等の管理部署が個別リスクを管理し、事故データ等の蓄積を行っているほか、リ

自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

スク管理委員会等に定期的に損失事象の状況等に関する報告を行っています。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法

当行グループでは、自己資本比率算出上のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」(注)を採用しております。

(注)「基礎的手法」とは、自己資本比率算出において、オペレーショナル・リスク相当額を算出するための一手法であり、1年間の粗利益の15%の直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とするものです。

11. 銀行動定における出資等に関するリスク管理の方針及び手続の概要

リスク評価の方法としては、上場株式等につきましては、時価評価及びバリュエーション・アット・リスク (VaR) (注) によりリスク量を計測し、予め定めたリスクリミットの遵守状況をモニタリングしております。

(注) VaR…一定の確率の下での予想最大損失額

また、出資等、非上場株式、子会社・関連会社株式、その他の株式等で時価のないものにつきましては、自己査定のプロセスの中で、財務諸表に基づいて算定する純資産額と取得簿価との比較による評価を行っております。

なお、出資等の会計処理につきましては、「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に則って、適正な処理を行っております。

12. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、「資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で、金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスク」をいいます。預金・貸出金・有価証券を中心とした金利感応資産・負債を対象とし、コンプライアンス・リスク統括部が金利リスクの状況をモニタリングしています。

具体的には、開示告示に基づく経済的価値の変動 (Δ EVE) などの金利リスク量を計測・モニタリングするとともに、ストレス・テストを通じて不測の事態が発生した場合の影響を分析し、定期的に取締役会やリスク管理委員会に報告しています。各会議体では、金利リスクが当行の自己資本の状況に照らして許容できる水準に収まっているかどうかを確認するとともに、金利リスクのコントロールに関する方針の検討を行っています。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

当行では、開示告示に基づく Δ EVE (経済的価値の変動) 及び Δ NII (金利ショックに対する金利収益の減少額) の計測において、下記のような前提を置いて計測しています。

流動性預金については、コア預金モデルに基づいて満期を割り当てています。コア預金モデルは、過去の流動性預金残高の動向から予測した最低残高と、流動性預金金利の市場金利に対する追随率から、統計的手法により満期を推計します。なお、コア預金モデルは過去の実績データに用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼす可能性があります。流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は3.0年、最長の金利改定満期は10.0年となっています。

固定金利貸出の期限前償還や定期預金の早期解約については、金融庁が定める保守的な前提に基づいています。

複数の通貨の集計方法について、 Δ EVEは異通貨間の金利の相関を考慮せず経済的価値が減少する通貨のみを単純合算し、 Δ NIIは符号に関係なく通貨ごとの Δ NIIを単純合算しています。

スプレッドについては、キャッシュ・フローに含めており、割引金利はTIBORやOIS等を、対象となる資産・

負債に応じて使用しています。

今年度は貸出金の増加により、 Δ EVEは前年度の227億円(上方パラレル)から251億円(上方パラレル)へ増加しました。

Δ EVEの最大値は、上方パラレルシフトシナリオにおける251億円であり、自己資本の額(単体)の20%に相当する353億円を下回っており、自己資本の額に照らして過大な金利リスクはとっていません。

なお、当行では、経済的価値の変動 (Δ EVE) の他、バリュエーション・アット・リスク (VaR) やベース・ポイント・バリュエーション (BPV) の計測・モニタリング、ストレス・テストの実施等、複数の手法により金利リスクを計測することで、各手法の弱点を補完し合いながら複眼的に管理しています。

自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

Ⅲ 定量的開示事項

1. その他金融機関等（告示第29条第6項第1号に規定するその他金融機関等いう。）であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

2020年度、2021年度とも該当ありません。

2. 自己資本の充実度に関する事項

(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額

●銀行単体

(単位：百万円)

項 目	2020年度		2021年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
【資産（オンバランス）項目】				
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	220	8	220	8
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公営企業等金融機構向け	1,251	50	1,436	57
我が国の政府関係機関向け	15,508	620	18,984	759
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	26,555	1,062	16,707	668
法人等向け	724,208	28,968	746,653	29,866
中小企業等向け及び個人向け	339,045	13,561	350,128	14,005
抵当権付住宅ローン	126,399	5,055	158,118	6,324
不動産取得等事業向け	178,359	7,134	193,849	7,753
三月以上延滞等	1,759	70	3,376	135
取立未済手形	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	18,489	739	17,280	691
株式会社産業再生機構による保証付	—	—	—	—
出資等	91,995	3,679	100,337	4,013
上記以外	47,934	1,917	50,172	2,006
証券化	77	3	361	14
外部格付準拠方式	77	3	361	14
標準的手法準拠方式	—	—	—	—
1250%のリスクウェイト	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	63,564	2,542	56,671	2,266
ルック・スルー方式	63,564	2,542	56,671	2,266
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
資産（オンバランス）計	1,635,369	65,414	1,714,299	68,571
【オフバランス取引等項目（主な内訳）】				
原契約が1年以下のコミットメント	1,821	72	1,979	79
原契約が1年超のコミットメント	11,529	461	12,274	490
信用供与に直接的に代替する偶発債務	4,677	187	4,180	167
オフバランス取引等 計	29,712	1,188	28,369	1,134
CVAリスク相当額(簡便的リスク計測方式)	91	3	437	17
中央清算機関関連エクスポージャー	156	6	164	6
合 計	1,665,329	66,613	1,743,271	69,730

(注) 所要自己資本額=リスク・アセット×4%

自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

●連結グループ

(単位：百万円)

項 目	2020年度		2021年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
【資産（オンバランス）項目】				
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	220	8	220	8
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公営企業等金融機構向け	1,251	50	1,436	57
我が国の政府関係機関向け	15,508	620	18,984	759
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	26,602	1,064	16,762	670
法人等向け	731,312	29,252	752,169	30,086
中小企業等向け及び個人向け	344,839	13,793	355,477	14,219
抵当権付住宅ローン	126,399	5,055	158,118	6,324
不動産取得等事業向け	178,359	7,134	193,849	7,753
三月以上延滞等	1,786	71	3,410	136
取立未済手形	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	18,489	739	17,280	691
株式会社産業再生機構による保証付	—	—	—	—
出資等	90,391	3,615	98,643	3,945
上記以外	50,640	2,025	53,365	2,134
証券化	77	3	361	14
外部格付準拠方式	77	3	361	14
標準的手法準拠方式	—	—	—	—
1250%のリスクウェイト	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	63,648	2,545	56,736	2,269
ルック・スルー方式	63,648	2,545	56,736	2,269
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
資産（オンバランス）計	1,649,527	65,981	1,726,816	69,072
【オフバランス取引等項目（主な内訳）】				
原契約が1年以下のコミットメント	1,821	72	1,979	79
原契約が1年超のコミットメント	11,529	461	12,274	490
信用供与に直接的に代替する偶発債務	4,677	187	4,180	167
オフバランス取引等 計	29,714	1,188	28,371	1,134
CVAリスク相当額(簡便的リスク測定方式)	91	3	437	17
中央清算機関関連エクスポージャー	156	6	165	6
合 計	1,679,488	67,179	1,755,790	70,231

(注) 所要自己資本額=リスク・アセット×4%

(2) 総所要自己資本額

●銀行単体

(単位：百万円)

項 目	2020年度	2021年度
	所要自己資本額	所要自己資本額
信用リスク（標準的手法）	66,613	69,730
オペレーショナル・リスク （基礎的手法）	2,521	2,675
合 計	69,134	72,406

●連結グループ

(単位：百万円)

項 目	2020年度	2021年度
	所要自己資本額	所要自己資本額
信用リスク（標準的手法）	67,179	70,231
オペレーショナル・リスク （基礎的手法）	2,626	2,775
合 計	69,805	73,006

自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

3. 信用リスクに関するエクスポージャー及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高

【2020年度】

●銀行単体

(単位：百万円)

			信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
				貸出金等、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフバランス取引	債 券	デリバティブ取引
国	内	計	3,721,934	2,866,041	787,500	68,392
国	外	計	18,805	—	18,805	—
地	域	別 合 計	3,740,739	2,866,041	806,305	68,392
製	造	業	475,211	442,512	32,698	—
農	業、	林 業	1,634	1,607	27	—
漁		業	112	112	—	—
鉱	業、	砕石業、砂利採取業	993	975	18	—
建	設	業	210,846	199,129	11,716	—
電	気・ガ	ス・熱供給・水道業	85,573	52,475	33,098	—
情	報	通 信 業	26,841	20,940	5,901	—
運	輸 業、	郵 便 業	156,355	118,318	38,037	—
卸	売 業、	小 売 業	378,561	367,226	11,335	—
金	融 業、	保 険 業	804,835	356,659	379,783	68,392
不	動 産	業、物 品 賃 貸 業	356,148	331,274	24,874	—
各	種	サ ー ビ ス 業	199,316	191,915	7,400	—
国、	地 方	公 共 団 体	335,591	74,177	261,414	—
個	そ	の 他	633,632	633,632	—	—
		業 種 別 計	3,740,739	2,866,041	806,305	68,392
1	年	以 下	538,402	422,462	52,547	63,392
1	年	超 3 年 以 下	339,016	227,878	111,137	—
3	年	超 5 年 以 下	437,253	321,464	115,788	—
5	年	超 7 年 以 下	281,980	200,775	81,204	—
7	年	超 10 年 以 下	502,620	443,237	59,383	—
10	年	超	1,113,338	909,093	199,245	5,000
期	間	の 定 め の な い も の	528,126	341,129	186,997	—
残	存	期 間 別 合 計	3,740,739	2,866,041	806,305	68,392

●連結グループ

(単位：百万円)

			信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
				貸出金等、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフバランス取引	債 券	デリバティブ取引
国	内	計	3,760,981	2,904,808	787,649	68,523
国	外	計	18,805	—	18,805	—
地	域	別 合 計	3,779,786	2,904,808	806,454	68,523
製	造	業	483,044	450,345	32,698	—
農	業、	林 業	1,640	1,613	27	—
漁		業	112	112	—	—
鉱	業、	砕石業、砂利採取業	1,074	1,056	18	—
建	設	業	213,844	202,128	11,716	—
電	気・ガ	ス・熱供給・水道業	85,573	52,475	33,098	—
情	報	通 信 業	26,956	21,055	5,901	—
運	輸 業、	郵 便 業	161,558	123,520	38,037	—
卸	売 業、	小 売 業	380,456	369,120	11,335	—
金	融 業、	保 険 業	804,282	355,827	379,932	68,523
不	動 産	業、物 品 賃 貸 業	357,104	332,229	24,874	—
各	種	サ ー ビ ス 業	194,378	186,977	7,400	—
国、	地 方	公 共 団 体	335,601	74,186	261,414	—
個	そ	の 他	633,637	633,637	—	—
		業 種 別 計	3,779,786	2,904,808	806,454	68,523
1	年	以 下	532,571	416,499	52,547	63,523
1	年	超 3 年 以 下	344,340	233,202	111,137	—
3	年	超 5 年 以 下	446,891	331,103	115,788	—
5	年	超 7 年 以 下	285,907	204,702	81,204	—
7	年	超 10 年 以 下	504,182	444,798	59,383	—
10	年	超	1,113,626	909,380	199,245	5,000
期	間	の 定 め の な い も の	552,266	365,119	187,146	—
残	存	期 間 別 合 計	3,779,786	2,904,808	806,454	68,523

自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

【2021年度】

●銀行単体

(単位：百万円)

	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
		貸出金等、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフバランス取引	債 券	デリバティブ取引
国 内 計	4,217,892	3,247,992	862,254	107,645
国 外 計	8,504	—	8,504	—
地 域 別 合 計	4,226,396	3,247,992	870,758	107,645
製 造 業	486,682	443,523	43,159	—
農 業、林 業	1,617	1,596	21	—
漁 業	19	19	—	—
鉱業、碎石業、砂利採取業	1,166	1,154	12	—
建 設 業	218,481	205,121	13,360	—
電気・ガス・熱供給・水道業	93,740	57,341	36,399	—
情 報 通 信 業	31,262	21,970	9,291	—
運 輸 業、郵 便 業	156,313	123,548	32,765	—
卸 売 業、小 売 業	391,879	371,323	20,556	—
金 融 業、保 険 業	1,069,251	584,972	376,633	107,645
不動産業、物品賃貸業	373,579	348,708	24,871	—
各種サービス業	206,296	198,085	8,210	—
国、地方公共団体	379,890	74,411	305,478	—
個 人 他	745,198	745,198	—	—
そ の 他	71,017	71,017	—	—
業 種 別 計	4,226,396	3,247,992	870,758	107,645
1 年 以 下	532,979	393,169	52,164	87,645
1 年 超 3 年 以 下	334,483	241,931	92,552	—
3 年 超 5 年 以 下	445,067	315,880	129,187	—
5 年 超 7 年 以 下	257,742	173,185	84,556	—
7 年 超 10 年 以 下	558,956	484,557	74,398	—
10 年 超	1,291,709	1,038,210	233,498	20,000
期間の定めのないもの	805,456	601,057	204,399	—
残 存 期 間 別 合 計	4,226,396	3,247,992	870,758	107,645

●連結グループ

(単位：百万円)

	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
		貸出金等、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフバランス取引	債 券	デリバティブ取引
国 内 計	4,253,340	3,283,220	862,403	107,716
国 外 計	8,504	—	8,504	—
地 域 別 合 計	4,261,844	3,283,220	870,907	107,716
製 造 業	493,604	450,445	43,159	—
農 業、林 業	1,628	1,607	21	—
漁 業	19	19	—	—
鉱業、碎石業、砂利採取業	1,289	1,277	12	—
建 設 業	221,376	208,015	13,360	—
電気・ガス・熱供給・水道業	93,740	57,341	36,399	—
情 報 通 信 業	31,373	22,081	9,291	—
運 輸 業、郵 便 業	160,786	128,021	32,765	—
卸 売 業、小 売 業	393,732	373,176	20,556	—
金 融 業、保 険 業	1,068,657	584,157	376,783	107,716
不動産業、物品賃貸業	374,332	349,461	24,871	—
各種サービス業	201,217	193,006	8,210	—
国、地方公共団体	379,897	74,419	305,478	—
個 人 他	745,201	745,201	—	—
そ の 他	94,986	94,986	—	—
業 種 別 計	4,261,844	3,283,220	870,907	107,716
1 年 以 下	526,896	387,014	52,164	87,716
1 年 超 3 年 以 下	340,314	247,762	92,552	—
3 年 超 5 年 以 下	453,172	323,985	129,187	—
5 年 超 7 年 以 下	261,209	176,652	84,556	—
7 年 超 10 年 以 下	560,258	485,859	74,398	—
10 年 超	1,291,837	1,038,339	233,498	20,000
期間の定めのないもの	828,154	623,605	204,549	—
残 存 期 間 別 合 計	4,261,844	3,283,220	870,907	107,716

自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

(2) 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

●銀行単体

(単位：百万円)

		三月以上延滞エクスポージャーの期末残高(注1)	
		2020年度	2021年度
国	内	4,171	4,176
国	外	—	—
計		4,171	4,176
地	域		
別			
合			
計		4,171	4,176
製	造	877	320
農	業、	—	—
林	業	—	—
漁	業	—	—
鉱	業、	—	—
砕	石業、	—	—
砂	利採取業	—	—
建	設	196	665
電	気・	—	—
ガ	ス・	—	—
熱	供給・	—	—
水	道業	—	—
情	報	—	—
通	信	—	—
業		—	—
運	輸	—	—
業	、	—	—
郵	便	—	—
業		—	—
卸	売	1,698	685
業	、	—	—
小	売	—	—
業		—	—
金	融	—	—
業	、	—	—
保	険	—	—
業		—	—
不	動	1,137	2,308
産	業、	—	—
物	品	—	—
賃	貸	—	—
業		—	—
各	種	37	83
サ	ー	—	—
ビ	ス	—	—
業		—	—
国	、	—	—
地	方	—	—
公	共	—	—
団	体	—	—
個		223	113
人		—	—
そ	の	—	—
他		—	—
業	種	4,171	4,176
別	計		

(注) 1. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャー、または引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャー。
2. 連結グループでは、業種別の区分ごとの算定を行っていないため、区分ごとの記載をしておりません。

(3) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当金勘定の期末残高及び期中増減額

●銀行単体

(単位：百万円)

		期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	2020年度	3,159	3,145	6,304
	2021年度	6,304	322	6,627
個別貸倒引当金	2020年度	4,551	2,055	6,606
	2021年度	6,606	△10	6,596
特定海外債権引当金勘定	2020年度	—	—	—
	2021年度	—	—	—
合 計	2020年度	7,710	5,200	12,911
	2021年度	12,911	312	13,223

●連結グループ

(単位：百万円)

		期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	2020年度	3,344	3,126	6,471
	2021年度	6,471	344	6,815
個別貸倒引当金	2020年度	5,379	1,857	7,237
	2021年度	7,237	7	7,244
特定海外債権引当金勘定	2020年度	—	—	—
	2021年度	—	—	—
合 計	2020年度	8,724	4,983	13,708
	2021年度	13,708	351	14,059

自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

(4) 一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳

●銀行単体

【2020年度】

(単位：百万円)

	期首残高	当期増減額	期末残高
国内計	3,159	3,145	6,304
国外計	—	—	—
地域別合計	3,159	3,145	6,304
製造業	664	657	1,321
農業、林業	2	5	8
漁業	0	△0	0
鉱業、碎石業、砂利採取業	2	△0	1
建設業	306	430	736
電気・ガス・熱供給・水道業	12	19	32
情報通信業	27	31	58
運輸業、郵便業	142	199	342
卸売業、小売業	647	762	1,410
金融業、保険業	48	59	108
不動産業、物品賃貸業	406	321	728
各種サービス業	372	582	954
国、地方公共団体	—	—	—
個人のその他	525	76	601
その他	—	—	—
業種別計	3,159	3,145	6,304

(注) 連結グループでは、地域別、業種別の区分ごとの算定を行っていないため、区分ごとの記載をしておりません。

【2021年度】

(単位：百万円)

	期首残高	当期増減額	期末残高
国内計	6,304	△409	5,894
国外計	—	—	—
地域別合計	6,304	△409	5,894
製造業	1,324	331	1,655
農業、林業	8	0	8
漁業	0	△0	0
鉱業、碎石業、砂利採取業	1	△0	1
建設業	738	402	1,140
電気・ガス・熱供給・水道業	32	△3	29
情報通信業	58	28	87
運輸業、郵便業	342	144	487
卸売業、小売業	1,412	582	1,995
金融業、保険業	109	3	113
不動産業、物品賃貸業	730	272	1,002
各種サービス業	956	500	1,457
国、地方公共団体	—	—	—
個人のその他	587	△2,671	△2,084
その他	—	—	—
業種別計	6,304	△409	5,894

(注) 1. 新型コロナウイルス感染症関連引当金は含んでおりません。
2. 連結グループでは、地域別、業種別の区分ごとの算定を行っていないため、区分ごとの記載をしておりません。

(5) 個別貸倒引当金の業種別内訳と期中増減額

●銀行単体

【2020年度】

(単位：百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
製造業	1,628	1,740	290	1,338	1,740
農業、林業	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—
鉱業、碎石業、砂利採取業	15	11	—	15	11
建設業	598	500	96	502	500
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—
情報通信業	29	23	—	29	23
運輸業、郵便業	52	93	—	52	93
卸売業、小売業	1,757	2,468	349	1,408	2,468
金融業、保険業	12	9	—	12	9
不動産業、物品賃貸業	78	822	—	78	822
各種サービス業	342	907	80	261	907
国、地方公共団体	—	—	—	—	—
個人のその他	34	29	—	34	29
その他	—	—	—	—	—
業種別計	4,551	6,606	817	3,733	6,606

(注) 連結グループでは、業種別の区分ごとの算定を行っていないため、区分ごとの記載をしておりません。

【2021年度】

(単位：百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
製造業	1,740	1,852	401	1,338	1,852
農業、林業	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—
鉱業、碎石業、砂利採取業	11	7	—	11	7
建設業	500	540	15	485	540
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—
情報通信業	23	22	—	23	22
運輸業、郵便業	93	101	—	93	101
卸売業、小売業	2,468	1,748	1,070	1,398	1,748
金融業、保険業	9	7	—	9	7
不動産業、物品賃貸業	822	723	—	822	723
各種サービス業	907	1,541	68	839	1,541
国、地方公共団体	—	—	—	—	—
個人のその他	29	52	—	29	52
その他	—	—	—	—	—
業種別計	6,606	6,596	1,555	5,051	6,596

(注) 連結グループでは、業種別の区分ごとの算定を行っていないため、区分ごとの記載をしておりません。

自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

(6) 業種別の貸出金償却

●銀行単体

(単位：百万円)

	貸出金償却	
	2020年度	2021年度
製造業	—	—
農業、林業	—	—
漁業	—	—
鉱業、砕石業、砂利採取業	—	—
建設業	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業、郵便業	—	—
卸売業、小売業	—	—
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	—	—
各種サービス業	—	—
国、地方公共団体	—	—
その他	—	—
業種別計	—	—

(注) 連結グループでは、業種別の区分ごとの算定を行っていないため、区分ごとの記載をしております。

(7) リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高及び125%のリスク・ウェイトを適用した額

●銀行単体

(単位：百万円)

	信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額			
	2020年度		2021年度	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	32,773	931,390	46,870	1,265,502
10%	—	283,064	—	268,646
20%	287,708	61,359	302,764	63,621
35%	—	355,940	—	447,317
50%	218,224	2,004	225,591	1,056
75%	—	348,777	—	359,963
100%	55,566	959,720	47,665	972,902
150%	—	7,820	—	10,905
350%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合計	594,274	2,950,079	622,892	3,389,917

(注) 連結子会社では、信用リスク削減手法の効果を勘案していないため、銀行単体のみの開示としております。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

●銀行単体

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度
適格金融資産担保が適用されたエクスポージャー	113,636	75,275
保証またはクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー	764,687	849,715

(注) 連結子会社では、信用リスク削減手法の効果を勘案していないため、銀行単体のみの開示としております。

5. 派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項

(1) 派生商品取引の与信相当額算出に用いる方式

先渡取引、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式(注)にて算出しております。

(注) カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額(ポテンシャル・エクスポージャー)を付加して算出する方法です。

(2) 派生商品取引のグロス再構築コストの額及び与信相当額

●銀行単体

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度
グロス再構築コストの額	1,693	2,391
与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案前)	7,665	8,923
派生商品取引	7,665	8,923
外国為替関連取引	746	1,312
金利関連取引	219	1,261
株式関連取引	3,193	1,964
その他のコモディティ関連取引	3,505	4,384
クレジット・デリバティブ	—	—
与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案後)	7,665	8,923

(注) 1. 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は除く。
2. 与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案前)は、再構築コスト及びグロスのアドオン額(想定元本額に金融庁告示第19号第79条に定める掛け目を乗じた額)の合計額

●連結グループ

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度
グロス再構築コストの額	1,693	2,392
与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案前)	7,665	8,926
派生商品取引	7,665	8,926
外国為替関連取引	746	1,315
金利関連取引	219	1,261
株式関連取引	3,193	1,964
その他のコモディティ関連取引	3,505	4,384
クレジット・デリバティブ	—	—
与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案後)	7,665	8,926

(注) 1. 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は除く。
2. 与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案前)は、再構築コスト及びグロスのアドオン額(想定元本額に金融庁告示第19号第79条に定める掛け目を乗じた額)の合計額

自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

(3) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

●銀行単体

(単位：百万円)

クレジット・デリバティブの種類	2020年度		2021年度	
	プロテクションの購入	プロテクションの提供	プロテクションの購入	プロテクションの提供
クレジット・デフォルト・スワップ	—	—	—	—
トータル・リターン・スワップ	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 連結子会社では、該当ありません。

(4) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額 該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

当行グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーの取組みはありません。

(2) 銀行が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

●銀行単体

イ 投資家として保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

原資産の種類	2020年度		2021年度	
	証券化エクスポージャーの額		証券化エクスポージャーの額	
	うち再証券化 エクスポージャーの額	うち再証券化 エクスポージャーの額	うち再証券化 エクスポージャーの額	うち再証券化 エクスポージャーの額
商業用不動産	—	—	—	—
住宅ローン	—	—	—	—
自動車ローン	388	—	229	—
クレジットカード	—	—	—	—
法人向け貸出	—	—	—	—
その他	—	—	500	—
合計	388	—	729	—

(注) 1. 連結子会社では、該当ありません。

2. 保有する証券化エクスポージャーの額は、全てオンバランス取引に係るものです。

ロ 投資家として保有する証券化エクスポージャーの リスク・ウェイト毎の残高及び所要自己資本

[2020年度] (単位：百万円)

	エクスポージャーの額		所要自己資本	
	うち最証券化 エクスポージャー	うち最証券化 エクスポージャー	うち最証券化 エクスポージャー	うち最証券化 エクスポージャー
15%以下	—	—	—	—
15%超～50%以下	388	—	3	—
50%超～100%以下	—	—	—	—
100%超～200%以下	—	—	—	—
200%超～420%以下	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合計	388	—	3	—

(注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセット×4%

[2021年度] (単位：百万円)

	エクスポージャーの額		所要自己資本	
	うち最証券化 エクスポージャー	うち最証券化 エクスポージャー	うち最証券化 エクスポージャー	うち最証券化 エクスポージャー
15%以下	—	—	—	—
15%超～50%以下	229	—	1	—
50%超～100%以下	500	—	12	—
100%超～200%以下	—	—	—	—
200%超～420%以下	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合計	729	—	14	—

(注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセット×4%

ハ 投資家として保有する証券化エクスポージャーのうち、自己資本比率告示第248条並びに第248条の4第1項第1号及び第2号の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額 該当ありません。

ニ 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスクの削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
該当ありません。

7. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 銀行勘定における出資等の貸借対照表計上額及び時価

●銀行単体

(単位：百万円)

	2020年度		2021年度	
	貸借対照 表計上額	時価	貸借対照 表計上額	時価
上場している出資等	184,042	—	184,314	—
上記に該当しない出資等	4,294	—	4,339	—
合計	188,337	—	188,653	—

●連結グループ

(単位：百万円)

	2020年度		2021年度	
	貸借対照 表計上額	時価	貸借対照 表計上額	時価
上場している出資等	184,279	—	184,575	—
上記に該当しない出資等	2,612	—	2,566	—
合計	186,891	—	187,142	—

自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

(2) 銀行勘定における出資等の売却及び償却に伴う損益の額

●銀行単体 (単位：百万円)

	2020年度	2021年度
売却損益額	5,676	5,291
償却額	-	67

●連結グループ (単位：百万円)

	2020年度	2021年度
売却損益額	5,676	5,291
償却額	-	67

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額、貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

●銀行単体 (単位：百万円)

	2020年度	2021年度
貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額	80,361	68,763
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	-	-

●連結グループ (単位：百万円)

	2020年度	2021年度
貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額	80,541	68,967
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	-	-

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

●銀行単体 (単位：百万円)

計算方式	2020年度	2021年度
ルック・スルー方式	163,220	174,296
マンデート方式	-	-
蓋然性方式 (250%)	-	-
蓋然性方式 (400%)	-	-
フォールバック方式 (1250%)	-	-
合計	163,220	174,296

●連結グループ (単位：百万円)

計算方式	2020年度	2021年度
ルック・スルー方式	163,369	174,446
マンデート方式	-	-
蓋然性方式 (250%)	-	-
蓋然性方式 (400%)	-	-
フォールバック方式 (1250%)	-	-
合計	163,369	174,446

9. 金利リスク

●銀行単体 (単位：百万円)

IRRBB：金利リスク

項番		ΔEVE		ΔNII	
		2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
1	上方パラレルシフト	22,765	25,142	△4,145	△4,703
2	下方パラレルシフト	0	0	11,712	12,108
3	スティープ化	16,944	19,222		
4	フラット化				
5	短期金利上方				
6	短期金利低下				
7	最大値	22,765	25,142	11,712	12,108
		2020年度		2021年度	
8	自己資本の額	169,597		176,921	

●連結グループ (単位：百万円)

IRRBB：金利リスク

項番		ΔEVE		ΔNII	
		2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
1	上方パラレルシフト	22,765	25,142	△4,145	△4,703
2	下方パラレルシフト	0	0	11,712	12,108
3	スティープ化	16,944	19,222		
4	フラット化				
5	短期金利上方				
6	短期金利低下				
7	最大値	22,765	25,142	11,712	12,108
		2020年度		2021年度	
8	自己資本の額	174,497		181,733	

自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

報酬等に関する情報開示

銀行法施行規則（1982年大蔵省令第10号）第19条の2第1項第6号および同規則第19条の3第4号に規定する、報酬等に関する事項であって銀行及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定める事項（2012年3月29日 金融庁告示第21号）について、事業年度に係る説明資料に記載すべき事項を当該告示に則り開示しております。

1. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」および「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下のとおりであります。

① 「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役であります。なお、社外役員は除いております。

② 「対象従業員等」の範囲

当行では、従業員および主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行およびその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当行の従業員および主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はありません。

(ア) 「主要な連結子法人等」の範囲

「主要な連結子法人等」とは、銀行持株会社または銀行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるものおよびグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であります。なお、当行では、これに該当する「主要な連結子法人等」はありません。

(イ) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬等の総額」を同記載の「対象となる役員の員数」により除すことで算出される「対象役職員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者指します。

なお、退職一時金につきましては、報酬等の金額から退職一時金の全額を一旦控除したものに「退職一時金を在職年数で除した金額」を足し戻した金額をもって、その者の報酬等の金額とみなし、「高額の報酬等を受ける者」の判断を行っております。

(ウ) 「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲

「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、当行グループ、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

(2) 対象役職員の報酬等の決定について

① 対象役職員の報酬等の決定について

当行では、株主総会において役員報酬限度額を決定しております。株主総会で決議された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の個人別の配分については、報酬委員会での協議を経て、取締役会で決定しております。また、監査等委員である取締役の報酬等の個人別の配分については、監査等委員である取締役の協議において決定しております。

(3) 報酬委員会等の構成員に対して払われた報酬等の総額および報酬委員会等の会議の開催回数

名 称	開催回数（2021年4月～2022年3月）
報酬委員会	4回

（注）報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行に係る対面に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載していません。

2. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価に関する事項

(1) 報酬等に関する方針について

① 「対象役員」の報酬等に関する方針

当行の役員報酬は、同業同規模の他企業と比較して、当行の業績に見合った水準を設定しております。具体的な役員報酬制度といたしましては、役員報酬等の構成を、

- ・基本報酬

- ・役員賞与
 - ・株式報酬型ストックオプション制度
- としております。

基本報酬は役員としての職務内容等を勘案し、賞与は当行の業績等を勘案して決定しております。また、株式報酬型ストックオプション制度は、業務執行から独立した立場である監査等委員である取締役を対象外としたうえで、中長期的な企業価値の向上を期待し、一定の権利行使期間を設定し、役員の職位に応じた新株予約権を付与しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、株主総会において決議された役員報酬限度額の範囲内で、報酬委員会での協議を経て、取締役会にて決定し、監査等委員である取締役の報酬については、株主総会において決議された役員報酬限度額の範囲内で、社外役員を含む監査等委員である取締役の協議により決定しております。

3. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役職員の報酬等の決定に当たっては、株主総会で役員報酬限度額が決議され、決定される仕組みになっております。

4. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額

（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

区 分	対 象 役 員 (除 社 外 役 員)
人 数 (人)	10
報酬等総額 (百万円)	189
固定報酬の総額	164
基本報酬	123
賞与	41
その他	—
変動報酬の総額	25
業績連動報酬等	—
非金銭報酬等	25
株式報酬型ストックオプション制度	25
その他	—
その他	—

- （注）1. 報酬等の総額には使用人兼務取締役の使用人分の給与を含んでおります。
2. 当行では対象従業員等に該当する者がいないため、銀行連結開示は省略しております。
3. 株式報酬型ストックオプション制度の権利行使時期は以下のとおりであります。
なお、当該ストックオプション契約では、行使期間中であっても権利行使は役職員の退職時まで繰延べることとしております。

	行使期間
株式会社愛知銀行 第1回新株予約権	2012年7月21日から 2042年7月20日まで
株式会社愛知銀行 第2回新株予約権	2013年7月20日から 2043年7月19日まで
株式会社愛知銀行 第3回新株予約権	2014年7月26日から 2044年7月25日まで
株式会社愛知銀行 第4回新株予約権	2015年7月25日から 2045年7月24日まで
株式会社愛知銀行 第5回新株予約権	2016年7月23日から 2046年7月22日まで
株式会社愛知銀行 第6回新株予約権	2017年7月22日から 2047年7月21日まで
株式会社愛知銀行 第7回新株予約権	2018年7月21日から 2048年7月20日まで
株式会社愛知銀行 第8回新株予約権	2019年7月20日から 2049年7月19日まで
株式会社愛知銀行 第9回新株予約権	2020年7月23日から 2050年7月22日まで
株式会社愛知銀行 第10回新株予約権	2021年7月22日から 2051年7月21日まで

5. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はございません。